

東日本大震災復興関連事業チェックシート  
(平成23年度第3次補正予算)

(文部科学省)

<b>事業名</b>	公立社会教育施設災害復旧事業		<b>担当部局庁</b>	生涯学習政策局	<b>作成責任者</b>	社会教育課長 塩見みつ枝	
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	平成23年度		<b>担当課室</b>	社会教育課			
<b>会計区分</b>	一般会計		<b>施策名</b>	I-3 地域の教育力の向上			
<b>根拠法令</b> (具体的な条項も記載)	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第16条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項		<b>関係する計画、通知等</b>	-			
<b>事業の目的</b> (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災により被害を受けた社会教育施設を復旧する。						
<b>事業概要</b> (5行程度以内。別添可)	東日本大震災により被害を受けた特定地方公共団体が設置する公立社会教育施設の災害復旧事業に必要な経費の2/3を補助する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 建物の新築・補修復旧費、建物敷地、屋外運動場などの土地の復旧費</li> <li>■ 建物以外の工作物の復旧費</li> <li>■ 机、椅子などの設備の復旧費(消耗品を除く)</li> </ul>						
<b>実施方法</b>	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
<b>23年度予算額</b> (単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計		
	-	8,722	-	32,907	41,628		
<b>成果目標</b> (アウトカム)	<b>成果指標</b>	<b>単位</b>	<b>目標値</b> 23年度 (年度)	<b>活動指標</b> (アウトプット) <small>※上段( )書きは予算措置の果報に係る見込み</small>	<b>活動指標</b>	<b>単位</b>	<b>23年度活動見込</b>
	本事業は、東日本大震災により被害のあった社会教育施設について、その災害復旧費用を補助するものであり、国が定量的な目標を設定することになじまない。				災害復旧補助件数	箇所	(1,336箇所) 720箇所
<b>単位当たりコスト</b>	(23年度第一次補正 14百万円(円/箇所) 46百万円(円/箇所))			<b>算出根拠</b>	(23年度第一次補正予算額8,722百万円/618件) 23年度第三次補正予算要求額32,907百万円/718件		
<b>事業所管部局による点検</b>							
<b>項目</b>				<b>内容</b>			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。				「復興への提言」において、「学校・公民館等の再建にあたっては、防災機能のみならず地域コミュニティの拠点としての機能強化を図ることが必要である」と記されている。また、「東日本大震災からの復興の基本方針」において、「避難場所として災害時の拠点となる学校等について、減災の考え方に基づき、各種施設の整備等のハード面と教職員の役割等のソフト面から、防災機能を強化する」と記されており、それに基づくものである。			
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				被災自治体より本事業についての要望が上げられている。また、社会教育施設は災害時の避難場所等にもなることから、早急な復旧が必要なることから、優先度の高い事業である。			
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。				復旧の際、耐震性のない建物については、耐震補強なども併せて実施するなど、より高い効果をあげる仕組みとなっている。			
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				対象は被害のあった施設・設備を原形に復旧するための経費に限定している。			
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				被災した施設の災害復旧を行うものであり、その設置者である地方公共団体に補助金を交付して実施することが適切である。			
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				対象を社会教育施設に限定しており、他の事業と整合性を図っている。また、事業の実施にあたっては、被災地の状況を踏まえつつ計画的に行うこととしている。			
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。				事業の実施にあたっては、事業計画の準備のできた自治体から速やかに現地調査を行うこととしている。また、現地調査では、自治体、文部科学省、地方財務局による調査を行い決定するなど透明性を確保している。事業の実施にあたっては、補助金適正化法等の法令や、法人の会計規程等に基づき、適切に実施される。			